

表 彰 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会（以下「本会」という）の発展に寄与し、多大の貢献をした者に対する表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰基準)

第 2 条 本会の定款第 18 条で定める役員及び職員を対象として、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経てこれを表彰することができる

(1) 本会の運営に功労があった者

①理事又は監事が在任 6 年以上で退任したとき

②理事又は監事が在任 10 年以上のとき

③本会の職員が 10 年以上勤続したとき

(2) 本会の運営に功労があった者

①支部の運営に功労があった者(前項の基準に準ずる。)

②専務理事が 6 年以上在任し、業務遂行に功労及び貢献があったとき

③本会の職員が 10 年以上勤続し、業務遂行に功労及び貢献があったとき

(表彰の推薦)

第 3 条 前条の各号に該当すると認められるときは、その都度会長あてに推薦書を提出するものとする。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、会長の名をもって表彰状又は感謝状を贈呈する。

2 前項に規定する表彰状又は感謝状には、その功績等により記念品を添えることができる。

3 表彰は、毎年総会又は記念式典の席において行うものとする。

(改 廃)

第 5 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

ただし、理事会の承認があるまで実施を休止する。